

阿弥陀地区
介護予防・日常生活
支援事業 19号

支え合いだより

令和4年6月発行
阿弥陀地区支え合いづくり協議会
事務局 高砂市地域包括支援センター
生活支援コーディネーター 嶋谷
電話 079-443-3723

後期高齢者医療制度

74歳までの国民健康保険制度を
75歳から後期高齢者医療制度に分割されたが

国民健康保険制度

適切に継続されてこなかったといった課題が見られ

再度、市町村で一体的に実施する枠組みに構築するように???

なぜ?

なって来たの?。~かな?。

なぜ、こんな事を???

色々やってきたが、机上計

判断できん?

破壊?。

算の失敗だったのかな。

⇒ 他人事でなく・・・

全滅?。

・・我が事で?。

「破壊・全滅は出来まへん～で」介護保険制度

そこで皆さんにお願いを・・・・。

そこへ出てきたのが「通いの場」?。

? ? その「通いの場」?ですが?。「通いの場」と言う所で「何をするのですか?」
「集会所?」・「個人のお家?」・「運動場?」・「広場?」へ寄って「何をするのか?。」

? ? 「雑談?」・「テレビの鑑賞?」・「お茶を飲みながらの雑談?」

それで!!。厚労省が求めている目的に合致?。しているのかな?。

そこで???.疎遠だらけの現在社会の人々が、通いの場に「寄り合う」のに? ? 時間を
要するのでないかな??。

関係する事業所等の機関誌等に記載されている集会現場の写真などを見ると厚労省が求めている
「集いの場」へ集合した写真でなく、何かほかに目的があった集会の写真のような

「被写体写真」であるように思えるのは? ? ?。

上記の各保険制度の持続の中で**介護保険に世話にならないようにするには?。何か?。**

それにはどうすればよいの? か?。

20分~30分!毎日!歩くこと~が?

! ?いいことだ? ?。

履け足でもいいかな?。

少し硬い話？になりますが、以下の文書を見つけましたので、時間が許せばご一読を…

新しい介護保険制度が2015年（平成27年）より順次施行され、最初の改正は医療法など19本の法律を一纏めとした「地域医療・介護総合確保法」として進められたそうですが。??。

10年後を睨んだ「地域包括ケアシステムの構築」？。

今から10年後には、人口比率の高い団塊世代が全員75歳以上の後期高齢者になり、昔に比べて元気な高齢者が増えているとはいえ、75歳ともなれば、何らかの疾患や身体の不具合を訴えるケースが高まり、それを今まで通りの医療・介護の仕組みを続けていれば、保険料の増大や財政悪化などによって制度を維持していくことが危うくなります。（だから助けて～）

そこで、急性期医療をはじめとして「本当に必要なサービスを必要な人のもとへ」と届ける重点化と効率化が図られることになりました。

急性期を脱した人はできる限り早期に在宅へと移行してもらう。。。その為の「受け皿」として医療と介護が密接に連携しながら重い状態の人でも在宅生活を続けられる仕組みを目指します。

◎具体的には、介護保険を重い療養ニーズや認知症がある人へのケアへと少しづつ特化させ、軽度の人へのサービスは少しづつ保険給付から外していくというものです。

この仕組み改革によって、今までの介護サービスの中身や利用者負担の在り方などが大きく変わりました。しかし、変更内容が大きく、しかも多岐にわたるため、介護現場でも理解や対応がむつかしくなり。そこで主な変更点を、いくつか絞りつつ制度改革の全体像を整理することに。。。



1 要支援1・2の給付の一部を市町村の事業へ

まず軽度者である要支援1・2の人の給付サービスの一部が、市町村の手掛ける事業へと移行します。具体的には、予防訪問介護・予防通所介護の2つにサービスが、地域支援事業に設けられた「新しい総合事業（以下、総合事業）」へと移ります。

それ以外の要支援者向けの予防給付サービス、つまり予防訪問看護や、予防通所リハビリ、予防福祉用具貸与などは、予防給付のまま残ります。なお、総合事業に移る2つのサービス+総合事業その他のサービスのみを使う場合は、サービス調整などを行うケアマネジメントも総合事業枠で行われます。

2 新しい総合事業の全体像はどうなっている？

新しい総合事業は平成27年度から随時スタートし、平成29年4月からすべての市町村で実施しなければなりません。

では、予防訪問介護・予防通所介護から移行する「現行相当サービス」のほかに、総合事業にどのようなサービスがあるのですか？？？。総合事業のサービスを大きく分けると「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分けられます。って！！。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、①訪問型サービス、②通所型サービス、③その他の生活支援サービス、④介護予防ケアマネジメントに分類されます。

「一般介護予防事業」については、1号被保険者（65歳以上の人）すべてを対象に、介護予防の普及・啓発や住民主体の介護予防活動に携わる人材の育成・支援などを行うものです。

（現在、令和4年はもう始まっているのですが？？？。）

☆ 高齢になり「足腰が痛い・弱った！？」と、

いう前に若い頃より「体を鍛えては？？」。

△ 介護保険の為でなく？。

= わが身の将来の為に！！

文責 野々村

